

県で発注する建築工事・建築設備工事の設計図書が変わりました

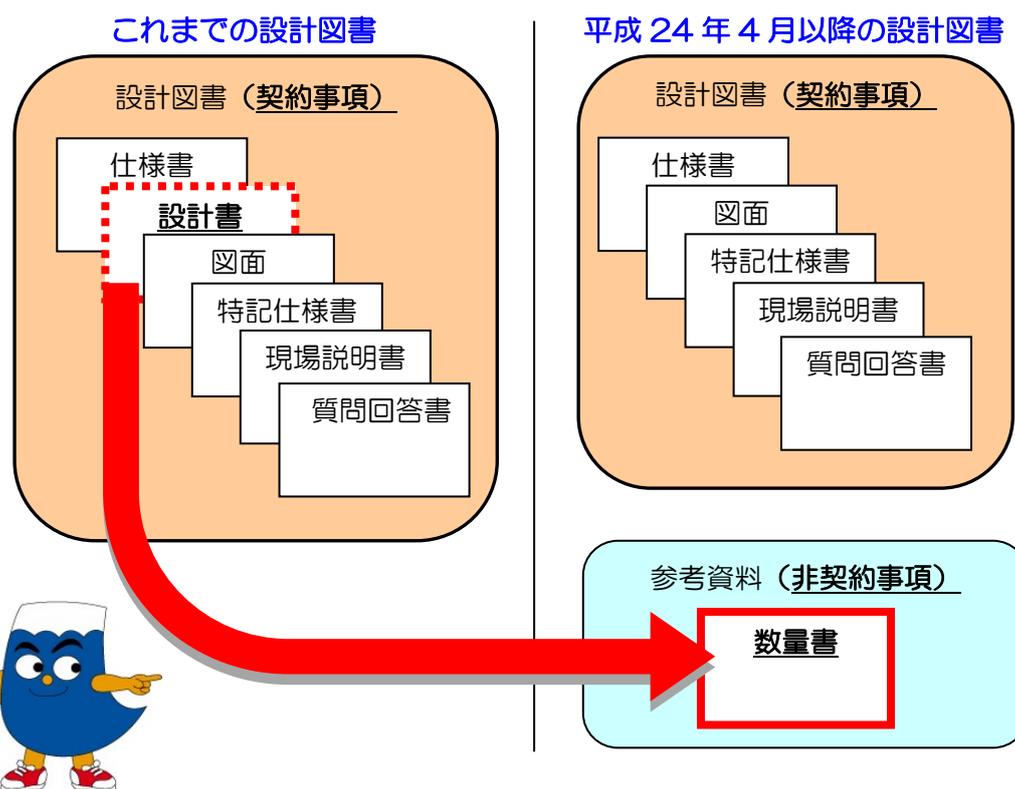
静岡県で発注する建築工事及び建築設備工事は、契約内容の適正な履行に向けた環境整備のひとつとして、契約内容のより一層の明確化を図るため、設計図書の構成の見直しを行い、平成 24 年4月以降に入札公告又は指名通知をする工事から運用することになりました。

設計図書の構成の変更の内容

県で発注する建築工事・建築設備工事では、契約書に添付する設計図書（図面、仕様書等）に、「設計書」を含めない取扱いに変更しました。また、入札参加者等には、新たに数量書を入札価格算出用の参考資料（非契約事項）として提示します。

この変更によって、入札参加者等の積算の効率化を図りつつ、契約条件となる指定事項と契約条件とならない任意事項を明確にしました。

設計図書の構成の変更について（イメージ図）



設計図書と数量書について

- ① 設計変更は、契約図書である設計図書（図面、仕様書等）の内容を変更する場合があります。数量書の内容が変更となっても、設計図書の内容が変更とならない限り、設計変更の対象にはなりません。
- ② 参考資料である数量書は、予定価格のもととなる工事費内訳書等から単価及び金額等を削除するなどの加工・編集をしたもので、入札参加者等の積算の効率化を図る目的で公開・提供するものであり、設計図書ではありません。